

学位論文題名

現代中国における「司法」の構造

—「嚴打」：なぜ中国の刑事裁判は道具となるか—

学位論文内容の要旨

本稿は中華人民共和国で1983年に初めて行われた「嚴打」と呼ばれる犯罪対策キャンペーンを考察の対象とする。「嚴打」とは、[嚴厲打撃刑事犯罪活動]（「刑事犯罪活動への嚴しい打撃」）の意。[]は原文を指す。以下同じ）の略称であり、具体的にはキャンペーン期間中、「法に従い重きにかつ速やかに」犯罪者に嚴しく打撃を加えることとされている。実際、嚴打期間中には、捜査機関等が大量の被疑者を一斉検挙し、普段よりも迅速に起訴し、裁判においてはそれ以前と比べてより速やかに手続が進められ、またより重い刑罰が科される。

翻って日本でも取締キャンペーンが行われることがある（例えば麻薬取締月間）。しかし日本では、それにより裁判結果が異なることは原理的に否定される。その原理は、いうまでもなく司法の独立（裁判官の独立）である。裁判結果にまで影響するという点において、嚴打は日本の取締キャンペーンと本質的に異なる。

それでは中国ではなぜ「嚴打」が可能なのか。これを解き明かすことが本稿第1の課題である。この点について、本稿では、裁判が権力の道具であるから「嚴打」が可能である、という見通しを立てる。そこで生じるのが、なぜ中国の裁判は道具となるのか、という疑問である。これが本稿第2の課題である。

上述の両課題を解き明かすため、本稿は2部構成を採り、それぞれの課題の解明に充てる（1章では考察の準備作業として、本稿に関係する基本的概念を整理する）。

I部（2～4章）では、現代中国において嚴打が可能である理由を明らかにするために、嚴打とは一体どういうものであったのかを、裁判のあり方を中心に実証的に明らかにする。まず2章では、文化大革命終結以降（1976年）から1983年の最初の嚴打（以下、「83年嚴打」と呼ぶ）までにおける犯罪対策として、すでに「法に従い重きにかつ速やかに」の方針が打ち出されたが、それと同時に「教育」が重視されたため、「打撃力不足」[打撃不力]と批判される状況にあったことを見る。次に3章では、83年嚴打の実務において生じた現象を実証的に明らかにする。その現象とは、例えば嚴打に不都合な法が改正されたこと、裁判を「速やか」に行うために党の指導の下で公安・検察・法院が協力体制をとり、さらには裁判結果すらこれらの中で決めることもあったこと、より重い刑罰が科されるようになり、またそのために法院に重い刑罰を科すようノルマが課されたこと、などである。抽象的にいえば、嚴打とは「党の指揮の下で、犯罪制圧という目標に向けて、有効利用できるリソースを総動員する政治運動」である。そしてその本質的特徴は、裁判すら「有効

利用できるリソース」に含められたことであり、この点こそが中国において厳打が可能である要因であると考えられる。

4章では、この概括を軸に、83年厳打とその後の厳打の異同を検討する。具体的には、4.1で83年厳打以降、厳打が常態化し、各地で展開された厳打においても83年厳打と同様の手法が採られていたことを見る。4.2および4.3では、裁判のあり方を中心に、1996年から1997年までの厳打、および2001年から2002年までの厳打を検討し、これらの厳打がいずれも上述の定式の枠組みに収まるものであることを明らかにする。最後の4.4では次の2点を明らかにする。ひとつは、2章で考察した文革終結以降83年厳打以前における犯罪対策も、実は上述の定式のとおりであったことである。もうひとつは、厳打期間以外においても裁判が道具となっていることである。

要するに同部の課題に対する私見は、裁判が権力の意のままに操られる道具だから厳打が可能となる、というものである。それでは、なぜ中国においては裁判が道具となるのであろうか。これがⅡ部の課題である。

Ⅱ部ではこの課題に認識と構造の両面から迫る。まず5章では、裁判が道具と認識されていることを明らかにする。すなわち5.1では、法院組織法、刑法および刑事訴訟法が定める法院、刑法および刑事訴訟法の任務から、刑事裁判が国家目的の積極的実現という任務を負わされていることを明らかにする。次に5.2では、刑法理論上、党が判断するところの形勢により量刑相場が変化するとされていることを明らかにする。

5.3では、厳打の賛否をめぐる論争を検討し、学者の間に厳打という共産党が打ち出した政治運動を正面から批判することはできないという政治的制約があるため、厳打には問題点があるものの、基本的にはそれを支持する見解が実務家および学者の「多数説」となったことを見る。その論旨は目的＝手段モデルを基調とするものであり、これにより厳打が正当化されるということは、厳打期の裁判も目的＝手段モデルにより正当化されるということになる。

とはいえ、認識がただちに現実のものとなるわけではない。裁判が道具と考えられていることと、実際に裁判が道具であることはストレートにはつながらない。そこには、裁判を必然的に道具とするための仕組み（「裁判＝道具」構造）が不可欠である。そこで6章では、その仕組みを明らかにする。

同章ではまず、裁判の担い手たる裁判官が、本来的に党の政策の忠実な遂行者であり、裁判結果の最終的決定権を握る法院管理職は、より忠誠心の厚い者であることを明らかにする(6.1)。次に6.2では、裁判において判決が下される前に、それをチェック・調整する法的ないしは事実上の制度（①法院内における院長審査制および裁判委員会討議制、②党委審査制、③上級法院への請訓）が存在することを見る。そして6.3では、裁判官が党の政策の忠実な遂行者であり続け、また判決の事前チェック・調整制度が実効的に運営されるための制度的担保として、①[党管幹部](党が裁判官を含む幹部の人事権を掌握)、②誤判責任追及制（上級審で原判断が覆された場合に、原判断を「誤判」とし、それを下した裁判官の責任を追及する制度）、および③院長・副院長引責辞任制（由々しい枉法裁判などが起きた場合に、当該法院の法院長（副院長）が責任をとって辞任しなければならない制度）があることを明らかにする。

6.4では、政府と法院の関係を検討し、政府首長が一般的に同級党委員会の副書記であることから、当地の「準指導者」となり、同級法院を指揮する立場にあることを明らかにする。最後の6.5では、「裁判＝道具」構造が、あたかも地方ブロックが一組織のように

なり、そしてその積み重なりにより形成されていることを明らかにする。

こうした構造の下では、裁判は必然的に道具となると考える。というのは、こうした構造は裁判官が中立公平な第三者として判定を下すことを予定しておらず、まさに上位者の指示を貫徹するためのものだからである。

学位論文審査の要旨

主 査 教 授 鈴 木 賢

副 査 教 授 白 取 祐 司

副 査 教 授 小 名 木 明 宏

学 位 論 文 題 名

現代中国における「司法」の構造

—「嚴打」：なぜ中国の刑事裁判は道具となるか—

本稿は中華人民共和国で1983年に初めて行われ、その後も断続的に展開されてきた「嚴打」と呼ばれる裁判所をも巻き込んだ（この点が日本などの麻薬取締月間などのキャンペーンとは異なるとする）犯罪対策キャンペーンが、なぜ可能となったのかを解明することを課題とする。このキャンペーン期間中にはより重く、より早く犯罪者に対して厳しい処罰が科されるというもので、刑事裁判の手続きは普段よりも迅速に進められ、より重い刑が言い渡される。この特殊な刑事政策の背後には、裁判が権力の道具として観念され、制度的にもそうした運用を可能にする仕組みが存在するという見通しのもと、「裁判＝道具」を支える制度的構造を明らかにしようとするものである。

第一部（2～4章）では、そもそも嚴打とはいかなることを行うことなのか、実証的に明らかにされる。具体的には、嚴打が発動されるまでの歴史的経緯、治安状況（2章）、最初にして最大規模で展開された1983年嚴打で実務に生じていた現象について「県誌」などの資料にもとづき実証的に描写、分析し（3章）、その後、常態化する（1996年、2001年）嚴打で現れた諸現象につき記述する（4章）。共産党の指導のもとで警察・検察・裁判所が協力体制をしき、三者が共同で判決内容を決定したり、裁判所には重い刑罰を科すようノルマが課されていたことなどを明らかにしている。筆者が辿り着いた嚴打に対する定義は、「党の指導の下で、犯罪制圧という目標に向けて、有効利用できるリソースを総動員する政治運動」というもので、その本質的特徴は裁判すら「有効利用できるリソース」に含められた点にあると指摘する。第一部の末尾においては、裁判が権力の意のままに操られる道具であるからこそ嚴打が可能となったと結論づける。

つづく第二部（5、6章）では、なぜ中国では裁判が道具となりうるのかを、人々の認識および裁判所制度、裁判官人事制度というふたつのレベルから解明しようとする。前者については、諸法の規定ぶり、刑法理論、嚴打に対する学界の評価についての概観を通じて、刑事裁判を国家目的の積極的実現のための手段と位置づける目的＝手段モデルが支配的であることを指摘する。ついで、裁判所内部の諸制度、審級間の関係、党による人事管理制度（中国版ノメンクラトゥーラ）の実態を詳細に記述し、裁判を権力の道具たらしめる制度上の構造の存在を立証する。こうした

制度のもとでは裁判官は中立的な第三者として判定を下すことを期待されてはおらず、政治的に上位に位置する者の指示を貫徹する機構の一部と化しているのだと結論づける。

(評価の要旨)

本稿は中国で改革・開放への政策転換後、間もなく発動され、それ以後繰り返し展開された厳打 (Strike Hard) という刑事政策のもとで生じた事実を掘り起こし、それがいかなる条件のもとで可能となったかという問いに答えようとするものである。本稿には以下のような優れた特徴が見いだせる。

1 現実に行われた刑事実務の動因、背景、事実関係、効果を詳細に明らかにした点。厳打というスローガンのもとでいったい何が行われているのかについては、中国においてすら全貌は明らかにされていない。情報へのアクセスが容易ではない外国の研究者にとって、それはいっそう困難な作業であるが、筆者は各地で九〇年代に陸続と出版された「県誌」という資料群に注目し、そこに記された各地の出来事、統計などを丹念に収集、整理、読み解き、独自の「物語」の構成に成功している。また、結果として事件処理の迅速化、科刑の重罰化は、長期的に見て、けっして犯罪の減少、治安の改善にはつながらなかったことを明らかにしたことも大きな貢献である。

2 刑事裁判が特定の政策目的を実現する手段として認識、運用される観念上、制度上のメカニズムを大量のオリジナル資料に依拠して描き出している点。とりわけ、党による裁判官人事への介入の実態、行政の裁判所への働きかけのメカニズムなど、これまでごく抽象的、一般的にしか語られてこなかった現実を、アクセス可能な限りの資料を駆使して白日のもとに晒しているのは圧巻である。筆者が掲げた謎解きという課題に対して充分説得的な回答を提供し得ていると感じられる。その意味で本稿は、論文として成功を収めている評することができる。

3 刑事司法およびそれをとりまく国全体の政治ないし法システムの隅々について、きわめて丁寧な解説している点。これにより中国法について予備知識をもたない者にもこの論文の価値が読み取れるようになるし、専門家にとっても、これほどの詳細さをもって制度記述をする論文は、スタンダードを提供するという意味で貴重である。

4 圧倒的な実証性に支えられている点。本稿が説得性をもつのは、その圧倒的な実証性にある。留学中に入手した一部の内部発行の文献をはじめ、法情報の透明度がきわめて低いという悪条件のもと、可能な限りの資料を渉猟し尽くしている点は特筆に値する。資料に対する執念とも言うべきこだわりを感じさせる。

他方で物足りない点としては、以下の二点を指摘できよう。第一には、刑事事件処理の迅速化、重罰化という刑事政策の中国での実践が、刑事政策学一般にいかなる示唆を提供しうるかについては、筆者の見解が示されていないのは残念であった。これは筆者の主要な問題意識が必ずしもそうした点に注がれていなかったためであるが、社会実験としては貴重な経験的データであるだけに、惜しまれるところである。しかし、後日、そうした角度から別稿によって果たすべき課題とも思われ、この点が本稿の価値を減じるものではない。第二には、いわゆる「裁判＝道具」構造が伝統的な思考様式の延長線上に旧ソ連流の社会主義的政治システム、法システムとの共鳴ないし適合の結果として結実したことを指摘するが、かくなるアマルガムの論理的、哲学的な構造

については解明し切れていない。この点は本稿でも今後に残された課題であることが指摘されており、ここまで説き及ぶことを一本の論文に期待するのはあまりに過大な要求であろう。

以上を総合して、審査委員は全員一致により、本稿が博士（法学）を授与されるに十分な水準に到達しているとの判断に到達した。